

## 会 議 概 要

審議会等の名称		令和5年度第1回市川市下水道事業審議会	
開催日時		令和5年7月21日（金）14時00分～15時55分	
開催場所		市川市役所第1庁舎 第3委員会室（住所：市川市八幡1-1-1）	
出席者	委員	森田会長、杉浦副会長、門田委員、つかこし委員、久保川委員、亀田委員、菊地委員、前田委員、阿部委員、知久委員、井上委員、平沢委員、竹村委員、山口委員	
	所管課	下水道経営課	
	関係課	下水道建設課、河川・下水道管理課	
議題及び会議の概要		公開・非公開の別	非公開の場合の理由
正副会長の互選について		公開・非公開	・会議公開指針第6条第 号該当 ・公文書公開条例第8条第 項第 号該当
市川市の下水道事業について ① 今後の下水道事業の進め方について ② 下水道事業の経営状況		公開・非公開	・会議公開指針第6条第 号該当 ・公文書公開条例第8条第 項第 号該当
		公開・非公開	・会議公開指針第6条第 号該当 ・公文書公開条例第8条第 項第 号該当
		公開・非公開	・会議公開指針第6条第 号該当 ・公文書公開条例第8条第 項第 号該当
		公開・非公開	・会議公開指針第6条第 号該当 ・公文書公開条例第8条第 項第 号該当
		公開・非公開	・会議公開指針第6条第 号該当 ・公文書公開条例第8条第 項第 号該当
傍聴者の人数	0人		
閲覧・交付資料	資料1：今後の下水道事業の進め方について 資料2：下水道事業の経営状況		
特記事項			
所管課	下水道部 下水道経営課（内線：17533）		

様式第3号別紙

令和5年度第1回市川市下水道事業審議会会議録（詳細）

1 開催日時：令和5年7月21日（金）午後2時00分～午後3時55分

2 場 所：市川市役所第一庁舎 第3委員会室

3 出席者：

委 員 森田会長、杉浦副会長、門田委員、つかこし委員、久保川委員、  
亀田委員、菊地委員、前田委員、阿部委員、知久委員、井上委員、  
平沢委員、竹村委員、山口委員

市川市 藤田 泰博（下水道部長）、八田 一生（下水道部次長）、  
高橋 誠（下水道経営課長）、星野 貴之（下水道建設課長）、  
松丸 宏（河川・下水道管理課長）、他

4 会議内容：

1. 正副会長の互選について
2. 市川市の下水道事業について

《配布資料》

- ・資料1 今後の下水道事業の進め方について
- ・資料2 下水道事業の経営状況

【開会宣言】

高橋課長     それでは、ただいまから令和5年度第1回市川市下水道事業審議会を開催いたします。

              初めに、田中市長よりご挨拶いたします。

【市長挨拶】

高橋課長     これで田中市長は公務のため退席させていただきます。

【委員の紹介】

高橋課長     本日は改選後、初めての審議会でございますので、あらためて、委員の方々をご紹介させていただきます。

              お名前をお呼びいたしましたら、恐れ入りますが、再度その場でご起立をお願いします。

              市議会議員の門田委員です。

              つかこし委員です。

              久保川 委員です。

              学識経験者といたしまして、

              菊地委員です。

              亀田委員です。

              森田委員です。

              市民の代表といたしまして、

              前田委員です。

              阿部委員です。

              知久委員です。

              井上委員です。

              平沢委員です。

              最後に、関係機関の代表といたしまして、

              竹村委員です。

              山口委員です。

              杉浦委員です。

本日、大滝委員が欠席でございます。

以上、15名でございます。

次に事務局の職員を紹介いたします。

下水道部、部長の藤田です。

同じく、次長の八田です。

下水道建設課 課長の星野です。

同じく、下水道建設課 副参事の野村です。

河川・下水道管理課 課長の松丸です。

最後に、本日司会進行を務めさせていただいております、私は、  
下水道経営課長の高橋です。

どうぞよろしく願いいたします。

#### 【審議会成立の確認】

なお、本審議会は、審議会条例第7条第2項により、委員の半数以上の方が出席されておりますので、成立していることをご報告いたします。

#### 【会議の公開について】

続きまして、会議の公開についてでございますが、市川市が主催いたします審議会等につきましては、市川市審議会等の会議の公開に関する指針 第6条に基づきまして、原則公開となっております。

また、本審議会の案件については、個人に関する情報等の非公開情報部分がないため、本日の審議会は公開とします。よろしいでしょうか。

(異議なし)

では、本日は公開とさせていただきます。

また、本日は、今のところ傍聴人はおりませんので、このまま審議を続けたいと思います。よろしく願いいたします。

## 【座長の選出】

それでは、会議次第に従いまして、4の会長及び副会長の選出をお願いいたします。

はじめに、座長を選出していただき、座長の進行により、会長を選出していただきたいと思います。座長をご出席の委員の中から、事務局より指名させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

ご異議がないようですので、事務局から指名させていただきます。

それでは、事務局からの提案で、市議会からの選出の久保川委員に座長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

それでは、久保川委員をお願いしたいと思います。

## 【会長の選任について】

久保川委員 それではご指名によりまして、座長を務めさせていただきます。

はじめに、会長選出において、本審議会条例はどのようになっているのか事務局より説明をお願いいたします。

高橋課長 市川市下水道事業審議会の会長及び副会長の選任につきましては審議会条例第6条第1項に、委員の中から互選することとなっております。

久保川委員 説明ありがとうございます。

それでは、皆さんのご意見等ございましたら、お伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

阿部委員 私は、会長の選出については、推薦の方法で、前期に引き続き、森田委員をお願いしたいと思っています。

会長は、下水道事業につきまして、専門的な知識などが必要と思われるので、森田委員が適任かと思っています。

久保川委員 他にご推薦がございましたらお願いいたします。

(発言なし)

他にご意見はないようですので、学識経験者で下水道の専門家でいらっしゃる森田委員にお願いしたいと思います。

森田委員、いかがでしょうか。

森田委員 はい、承知いたしました。

久保川委員 ただいまご了解いただきましたので、会長には森田委員が選出されました。これで私の役目を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

高橋課長 久保川委員、ありがとうございました。

会長に就任されました森田委員、よろしくお願いいたします。

一言ご挨拶をお願いいたします。

森田会長 ただ今、会長に選出していただきました日本大学の森田でございます。

前期、前々期に引き続き会長職を務めさせていただきます。

審議会は、皆様のご意見で、市川市の下水道行政が少しでも良くなることを目的にしておりますので、忌憚のないご意見をいただければと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

#### 【副会長の選任について】

高橋課長 ありがとうございました。

それでは、次に会長には副会長の選出をお願いいたします。

森田会長 それでは、副会長の選出ですが、いかがいたしましょうか。皆様からご意見等あれば伺いたいと思います。

(発言なし)

ご意見がないようですので、私から、副会長選出については推薦の方法で、杉浦委員にお願いしたいと思っています。

杉浦委員は、市川市上下水道設備協同組合の理事長を務められており、関係機関の代表として、前期も本審議会の委員であったこと

から、適任かと思い、引き続きお願いしたいと思います

他にご推薦がございましたらお願いいたします。

(発言なし)

他にご意見がなければ、杉浦委員に副会長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

杉浦委員はいかがでしょう。

杉浦委員 はい、承知いたしました。

森田会長 ただいま杉浦委員にご了解をいただきましたので、副会長をお願いしたいと思います。

それでは、副会長に選任されました杉浦委員にご挨拶をお願いしたいと思います。

杉浦副会長 改めまして、市川市上下水道設備協同組合の杉浦でございます。

この度は、前期に引き続きまして、ご推薦いただきました。

いつも地元で上下水道の工事をしている者の代表としまして、力になれればと思います。

どうぞよろしく申し上げます。

森田会長 ありがとうございます。

それでは審議に入る前に、事務局から資料の確認をお願いいたします。

#### 【資料確認】

高橋課長 それでは資料の確認をさせていただきます。

事前に送付させていただいております、

資料1 今後の下水道事業の進め方について

資料2 下水道事業の経営状況

そして、本日配付させていただきました

令和5年度第1回市川市下水道事業審議会 会議次第

市川市下水道事業審議会委員名簿

令和5年度第1回市川市下水道事業審議会 会場席次表

市川市下水道事業審議会条例

差替資料といたしまして、下水道事業の経営状況、両面カラーの印刷物1枚

となっております。

お持ちでない方はいらっしゃいますでしょうか。

差し替え資料はお送りいたしました資料、下水道事業の経営状況の上から数えて4枚目、13ページから16ページの差し替えとなりますので、よろしく願いいたします。

資料の確認は以上でございます。

森田会長 それでは、審議に入っていきたいと思えます。

初めに次第5の①の説明と質疑応答、続いて次第5の②の説明と質疑応答、ということで進めてまいりたいと思えます。

まず、次第5の①の説明を事務局よりお願いいたします。

#### 【次第5①の説明】

星野課長 下水道建設課長の星野でございます。

(1ページ) 本日一つ目の案件であります、今後の下水道事業の進め方について、ご説明いたします。

汚水事業については、下水道使用料に関連いたします未普及対策と地震対策、老朽化対策についてご説明いたします。

雨水事業については、浸水対策として、現在優先的に整備している市川南地区と高谷田尻地区についてご説明いたします。

(2ページ) はじめに、そもそも下水道にはどういう役割があるのかということについて、ご説明いたします。

下水道には、大きく汚水と雨水を排除および浄化する役割がございます。

汚水の排水・浄化という面では、家庭のトイレや台所から排出される汚水や、工場などでの生産活動により排出される汚水を、下水



管を通じて速やかに流し、下水処理場できれいにしてから、川や海に放流します。

雨水の排水という面では、浸水による市民生活や都市機能への被害を最小化させるため、まちに降る雨を雨水管に取り込み、直接あるいはポンプを介して、川や海に放流いたします。

(3 ページ) その下水道には、大きく分けて、合流式下水道と分流式下水道の2つの仕組みがあります。

合流式下水道では、全ての排水を合流管を通じて処理場に送ります。

分流式下水道は、雨水と汚水を分離し、トイレや風呂等の汚水は、汚水管を通して処理場に送り、屋根や道路に降った雨水は、雨水管を通じて河川などに放流する仕組みです。

(4 ページ) それでは市が行っている公共下水道についてご説明いたします。市内には、3つの公共下水道が位置づけられています。

1つ目は菅野処理区です。

赤のハッチで着色している区域で、昭和36年度に菅野・真間地区で合流式の下水道として整備が始まり、昭和51年度に事業が完了しております。

本市単独の処理場である菅野終末処理場で処理される区域となっております。

2つ目は、西浦処理区です。

緑のハッチで着色した区域で、こちらも主に合流式の下水道として整備中の区域です。

西浦処理区の汚水は船橋市の西浦下水処理場で処理しております。

3つ目は江戸川左岸処理区です。

青で着色した区域で、市域の大部分を占めます。

この区域の汚水管は、県の江戸川左岸流域下水道へと接続され、江戸川第1終末処理場、江戸川第2終末処理場で処理されることに

なります。

なお、江戸川左岸処理区は汚水と雨水を別々に処理する分流式の下水道として整備中でございます。

(5 ページ) はじめに、本市の下水道（汚水）の整備目標ですが、国が平成 26 年 1 月に、概ね 10 年で汚水処理施設の整備を概成させる方針を明示されたことを受け、平成 27 年度に汚水適正処理構想を変更し、臨海部の工業系用途等を除く市街化区域を優先的に整備することとし、国の目標からは、少し遅くなりますが、令和 11 年度までに下水道を概成させることを目標としております。

なお、概成という言い方はあまり聞きなじみがないと思われませんが、施設整備が概ね完成状態のことで、下水道普及率で言えば 95 パーセント以上になることが目安とされております。

この汚水適正処理構想では、令和 11 年度時点での下水道普及率としては、約 97 パーセントを目標としており、この目標を達成するためには、残り約 1,000 ヘクタール弱の整備が必要となります。

このようなことから、令和 3 年度から新たな整備手法として、民間企業に設計から施工までを一括で発注できるデザインビルド方式を導入し、早期整備に取り組んでおります。

(6 ページ) 続きまして、整備目標に対しての現在の整備状況についてご説明いたします。

本市では下水道の普及に向け、適宜、新たな事業計画区域を拡大し、継続的に整備を進めているところでございます。

図の赤く着色した区域が下水道（汚水）の整備済み区域で、約 2,460 ヘクタールとなり、黄色で着色された未整備の区域が約 1,000 ヘクタールとなります。

また、水色で着色された区域は臨海部の工業系地域等、着色がされていない区域は市街化調整区域となっており、まだしばらくは整備を予定していない地域となります。

これを見てわかるように、南部では概ね完成しておりますが、北部では整備が遅れている状況でございます。

下水道普及率としては、昨年度末時点における人口ベースの割合で 77.5 パーセントとなりますが、ご覧のように近隣市と比較すると、遅れている状況でございます。

この遅れの原因としましては、2つの道路整備が関連しておりました。

ひとつは、平成 28 年 11 月に市内区間が開通した都市計画道路 3・4・18 号、オレンジ色の破線で示した道路です。

もう一つは、平成 30 年 6 月に千葉県区間が開通した東京外郭環状道路、赤い点線で示した箇所になります。

もともと、これら大きな道路の下には千葉県流域下水道の幹線管渠が計画されておりましたが、施工の効率性の関係から道路整備と一体で整備された経緯がございます。

県の流域幹線（市川幹線、松戸幹線）が整備されたことで、それに繋がる市の公共下水道の整備が可能となったことから、未整備地区の早期整備を進めているところでございます。

(7 ページ) 次に、地震対策についてご説明いたします。

上段の写真をご覧ください。このように地震による液状化の影響でマンホールが浮上してしまうと、緊急車両の通行に支障をきたしてしまいます。

また、下の図のように、マンホールと管との接続部が壊れて機能しなくなるなど、生活に大きな影響を与えます。

そのため市では、下水道の耐震化を進めております。

具体的には、平成 27 年度に市川市下水道総合地震対策計画を策定し、マンホールの浮上防止や揺れによる継ぎ手部の損傷を防ぐための可とう化を進めております。

重要度の高い路線として計画に位置付けている約 39km の区間の

うち、現在までに約 28km の整備を行っており、引き続き約 11km の整備を進めているところでございます。

また、管路の耐震化に合わせて、右下の写真にありますマンホールトイレを震災時に設置できるように、避難所である小学校の敷地内に排水管の整備を進めております。

(8 ページ) 続いて、老朽化対策についてでございます。

全国の社会資本の老朽化が進んでいますが、本市の下水道でも、整備から 50 年以上経過し、老朽化が進んでいる施設もあり、対策の必要性が高まってきております。

ここで、市川市の下水道施設の整備状況ですが、昭和 36 年から菅野処理区を着手し、処理場は昭和 47 年に供用開始しています。

また、江戸川左岸流域関連公共下水道事業につきましても、昭和 47 年から事業着手し、現在も整備中です。

このような中で、本市としましては、事故の未然防止や、ライフサイクルコストの最小化などを目的としたストックマネジメント計画を令和元年 9 月に策定し、整備から約 50 年経過している菅野処理区を優先的に対応することとしました。

この計画に基づき、菅野処理区全域の調査を行い、老朽化の激しい施設から、計画的に順次改修を進めているところです。

また、一部の雨水ポンプ場についても、整備から約 50 年が経過し設備が老朽化しているものがあり、今後はこれらも含めて計画的に改築を進めていくこととしております。

(9 ページ) 続きまして、市川市の公共下水道整備雨水事業につきまして、ご説明いたします。

本市においては、国の施工により、平成 10 年度から外環道路の整備が進められました。

外環道路の大部分は、掘割構造となっており、地域の既設水路が分断され、水路の切回しが必要となりました。

また、元々、現況水路の排水能力が、都市化の進展により、能力不足になっていることが課題となっておりました。

このようなことから、外環道路によって、既存水路が分断されることになった地域のうち、人口が多く、台風等の大雨時に、度々、浸水被害が発生している地域の対策として、平成 25 年度に下水道中期ビジョンを策定し、市川南地区、高谷・田尻地区を整備優先区域に位置付け、重点的に浸水対策に取り組んでいるところでございます。

具体的には次のスライド以降でご説明いたします。

(10 ページ) はじめに、市川南地区について、ご説明いたします。

これまで、この地区の雨水は秣川排水機場のみで排水していたため、排水に時間がかかっていました。

そこで、外環道路の整備を機に計画の見直しを行い、地域を 3 つの区域に分割し、新たに大和田ポンプ場と市川南ポンプ場を整備することで、排水能力を強化する計画としました。

大和田ポンプ場は平成 29 年 4 月から供用を開始しており、市川南ポンプ場については、令和 7 年 7 月の供用を目標に、現在、工事を進めています。

(11 ページ) こちらは現在工事を進めている市川南ポンプ場に係る一連の事業です。

令和 3 年 3 月には、国土交通省関東地方整備局に委託して実施しておりました市川南排水樋管建設工事が完成いたしました。

これは、幅 2.5m 高さ 2 m のボックスカルバートを整備する工事で、ポンプ場が完成した際には、毎秒 9.8 トンもの雨水を江戸川に排水する施設となります。

令和 4 年 3 月には、千葉県下水道公社に委託して実施しております市川南ポンプ場建設工事のうち、流入幹線建設工事が完成いたしました。

これは、直径約 1.7m のコンクリート管を整備する工事で、この地域の雨水を効率よく集水してポンプ場まで流すための幹線となる施設となります。

(12 ページ) もう一つの整備優先区域である高谷・田尻地区の浸水対策について、ご説明いたします。

この地区は、江戸川と真間川に挟まれた低地の地域で、北はコルトンプラザ周辺から南は湾岸道路までの南北に長い、面積 238 ヘクタールの区域（オレンジ色の区域）です。

平成 26 年度から外環道路の整備に合わせた高谷 1 号幹線（赤色の路線）の整備を進めており、外環道路沿いの区間（実線部分）では、約 1,500 メートルの雨水管渠が既に完成しております。

さらに、高谷 1 号幹線へと接続する高谷 2 号幹線（緑色の路線）についても、下流側から工事を進めているところでございます。

今後は、浸水被害の多い上流部に向けて、これらの幹線整備を進めていく予定でございます。

私からの説明は以上になります。

#### 【次第 5 ④の質疑応答】

森田会長      ご説明ありがとうございました。

下水道事業の進め方についてということで、市川市の下水道事業の現状と今後の進む方向や今行っている工事について、ご説明がありました。

これにつきまして、ご質問、ご意見等あれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

阿部委員      10 年概成を目指すという 5 ページの資料について、下水道普及率は確か 2 年前は 76% 程度と記憶しています。この 2 年間で 1.5% の伸びは若干低いと思うのですが、二つの道路が出来ており、障害要因はなくなっている中で、これは予定通りの進捗状況と理解してよろしいのでしょうか。

森田会長 事務局からご回答をお願いします。

星野課長 流域下水道の幹線管渠は整備が済んでおります。

幹線管渠に接続点という公共下水道を接続させるポイントが何か所かあります。そのポイントから、まず太い管渠を整備し、さらに枝状に、公共下水道が整備されていくことになります。

そういう意味で、本管を整備している間は、下水道普及率の数値が、抑え気味となります。

阿部委員 それでは、工事を計画通り進めていて、下水道の整備は予定通り進んでいるという理解でよろしいでしょうか。

星野課長 計画に対して、若干遅れ気味ではありますが、概ねは我々が考えている通りの整備で進ませていただいております。

阿部委員 そうすると令和 11 年度までに、下水道普及率 97%は達成できるという理解でよろしいということだと思っております。

計画と現実のギャップはどうしても出て来ますが、これをチェックし、修正していく必要もあります。

星野課長 令和 11 年度下水道普及率 97%を目指すためには、残り 1,000 ヘクタールの整備が必要となりますが、これを残りの年数で整備するには、少々無理が出てきております。

このようなことから、関連する計画との整合性を考慮し、現状を見据えて、計画の見直しにも柔軟に対応していかなくてはという認識でございます。

阿部委員 令和 11 年度概成を目指しているものの、現状との齟齬が生じてきている。中間的な位置付けでもあるので、その修正を途中で示していただけると大変ありがたいと感じております。

森田会長 他にはいかがでしょうか。

竹村委員 8 ページの老朽化対策のところ、菅野処理区を優先的に整備するというお話を伺いましたが、それ以外の処理区について、老朽化状況を把握するための管内調査等はやっておられるのでしょうか。

星野課長 菅野処理区につきましては、最初に整備が始まった区域でありまして、管渠は陶管など非常に壊れやすい物を使っていますので、特に重点的に整備をしていかななくてはという認識でおります。

他の地区の管渠について、全体的な調査はしておりませんが、通常の維持管理の中で、損傷があれば修理をするなどの対応をしているのが現状でございます。

森田会長 他にはいかがでしょうか。

山口委員 下水道の整備や工事の進め方からは少し外れるかもしれませんが、昨今の国際情勢に伴う輸入肥料原料の高騰により、下水汚泥の資源への期待が高まっています。

そのような中で、菅野終末処理場の下水汚泥の資源の活用について詳しく存じないのですが、昨年の秋、岸田総理から、下水汚泥やたい肥等の未利用資源の利用拡大によって、肥料の国産化や、安定供給を国策で進めていきたいと思いますという指示がございました。

私ども下水道公社でも、流域下水道でどこまで対応できるのかを研究させていただいております。

また今年3月、国土交通省下水道部より、発生汚泥等の処理に関する基本的な考え方として、下水道管理者は今後、発生汚泥等の処理を行うに当たっては、肥料としての利用を最優先し、最大限の利用を行うこととするという通知が発出されています。

市川市では今後、下水道整備を進めていくと同時に、下水汚泥の資源の活用について、現段階ではどのように考えていらっしゃるでしょうか。

松丸課長 河川・下水道管理課長です。

菅野終末処理場で発生した汚泥の処理に関しまして、安定的に処分することが大事ですので、現状では複数の処理施設へ搬出し処分をしております。

処分の方法としましては、埋め立てや焼却の他、一部はリサイクル



ルという形で、たい肥化の分もございます。

我々といたしましても、下水汚泥を安定的に処分することは前提でございますが、下水汚泥を有効な資源としてとらえ、出来るだけ再生利用を図っていくことは大切でありますし、今後これが標準的になっていくのではないかととらえております。

肥料化につきましては、国策として、国内で肥料として循環させていくという政策的な目的もございますので、今年度には国の事業と協力しながら、菅野終末処理場で発生する汚泥の成分調査などを進めまして、今後、肥料として有効活用ができないかということを考えていこうという段階でございます。

森田会長           ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

菊地委員           先ほどの阿部委員のご質問との関連で5ページ、6ページについてお伺いします。

第一優先整備が令和11年度までで下水道普及率97%、その対象が臨海部の工業系用途等を除く市街化区域ということですが、市街化区域の中に、例えば居住誘導区域の設定をされていて、第一優先整備の中にさらに優先整備区域というものが存在するのでしょうか。

令和11年度までのマイルストーンがあり、6ページで言いますと、赤と黄色の間にグラデーションのようなものがあるのかという質問に近いと思うのですが。

星野課長           整備優先区域の中に、さらなる優先整備区域は設定しておりません。接続点から順次整備するという方針でございます。

森田会長           他にはいかがでしょうか。

今のところ、令和11年度に97%は難しそうだということで、おのずと少し色は出てくるかなという気はしています。

それでは、次第5②の下水道事業の経営状況について、事務局より説明をお願いします。

#### 【次第5②の説明】

高橋課長 下水道経営課の高橋でございます。

(1 ページ) 下水道事業の経営状況につきまして、説明させていただきます。  
よろしく願いいたします。

(2 ページ) 2 ページ目は目次になりますので、3 ページにお進み下さい。

(3 ページ) はじめに、1 経営原則 (1) 地方公営企業についてです。

地方公共団体は、一般的な行政活動のほか、下水の処理など、地域住民の生活や発展に不可欠なサービスを提供する事業活動を行っています。

このような地方公共団体が経営する企業活動を総称して、地方公営企業と呼びます。

地方公営企業の経営の基本原則としては、地方公営企業法第3条において、民間企業と同様に、企業の経済性を発揮する、また公共の福祉を増進することが求められております。

(4 ページ) 4 ページにお進みください。

(2) 独立採算制の原則についてです。

下水道事業は地方公営企業として実施することとされており、その経営に必要な費用は原則として経営に伴う収入で賄うこととする独立採算制の原則が適用されます。

この原則については、地方財政法第6条において、定められております。

(5 ページ) 5 ページにお進みください。

(3) 公営企業会計についてです。

地方公営企業が、安定的に経営を行っていくためには、毎年の経営成績や、資産・負債などの財政状態を明らかにし、下水道使用料が適正な水準であるか等について、検討を重ねていく必要があります。

そこで地方公営企業は、一般行政で行われている官公庁会計とは異なり、公営企業会計により計理を行っております。

主なものとしては、地方公営企業法第 20 条に定める発生主義という考えがあります。

この発生主義により、経営成績及び財政状態を的確に把握することができます。

発生主義の一例といたしまして、減価償却費があります。

下水道管渠の工事費は、官公庁会計では現金支出があった年度に全額を計上いたします。

しかし、整備された下水道管渠は、その後約 50 年に亘って使用され、その間対価として、毎年度下水道使用料を受け取ることとなります。

そこで、工事完了後は現金の支出がなくても、下水道使用料を受け取るために要した費用として、管渠整備に要した工事費を、50 年間に亘って均等に計上するものです。このような仕組みにより毎年度の建設費が明らかになり安定的な経営が出来るような使用料の検討がしやすくなります。

(6 ページ) 6 ページにお進みください。

(4) 雨水公費・汚水私費の原則についてです。

下水道事業においては、次のように経費及び収入を整理しています。

まず、下水道事業では、雨水の排除を行い、安全なまちづくりを図るための雨水にかかる経費と、汚水を処理し、公衆衛生の向上を図る汚水にかかる経費に分かれています。

このうち雨水にかかる経費については、その原因が自然現象によるものであり、雨水の排除により浸水から街を守り、機能の保全を発揮することで、受益の範囲が広く一般市民に及びます。

このように、公共性があり、本来は一般行政によって行われるべき事務事業であるものについては、一般会計からの繰入金により賄われております。

一方、汚水にかかる経費については、汚水の原因となる下水道使用者を特定でき、その受益の範囲は使用者に直接つながることから、原則として使用者から徴収する下水道使用料で賄われます。ただし、汚水の排除にかかる経費のうち、公共性が認められる一部の経費については、一般会計繰入金で賄われます。

(7 ページ) 7 ページにお進みください。

(5) 下水道使用料についてです。

皆さまからいただく下水道使用料は、汚水にかかる経費に充てておりますが、次のような経費に充てています。

経費を性質別に区分しますと、固定費、変動費、需要家費の3つに分かれます。

まず、固定費は、水量や使用者数に関係なく、下水道施設の規模に応じて固定的にかかる経費で、主なものは、減価償却費、企業債支払利息、人件費などです。

次に、変動費は、水量に応じて変動する経費で、主なものは、動力費、光熱水費、千葉県へ支払う流域下水道維持管理負担金等です。

最後に、需要家費は、水量に関係なく、使用者数に比例してかかる経費で、主なものは徴収に係わる委託料、徴収担当職員の人件費等です。

(8 ページ) 8 ページにお進みください。

(6) 一般会計繰入金についてです。

下水道事業は独立採算制としながらも、公共性が認められる、下水道使用料で賄うべきではない経費については、一般会計からの繰入により賄うこととなります。

このような、一般会計繰入金には、基準内繰入金と基準外繰入金に分かれます。

基準内繰入金は、総務省通知である繰出基準で示される、雨水にかかる経費と、汚水にかかる経費のうち公共的役割を担うとされた

経費が該当します。

次に、基準外繰入金は、総務省通知の繰出基準に該当しないものの、自治体の判断で行う一般会計からの繰入金です。

令和4年度までは、企業債の償還等の資金に充てる一般会計出資金として繰入していましたが、令和5年度からは見直しを行い、雨水建設改良費の一般財源分、生活保護受給者の下水道使用料減免分等を一般会計補助金として繰入を行うようになりました。

以上が、下水道事業の基本的な経営原則となります。

(9 ページ) 9 ページにお進みください。

ここからは、下水道事業の経営状況についてグラフ等を用いて見ていきます。

平成30年度から令和4年度までは実績で、令和5年度は当初予算、令和6年度は見込みとなります。

まずは(1)下水道使用料についてご説明いたします。

グラフを見ますと、令和2年度が突出しています。これは、下水道使用料の徴収をこの令和2年度から上水道と一緒に収納する、徴収一元化を実施しました。そのため、収益を計上する調定時期を、上水道に合わせたため、通常であれば12か月分の収益となりますが、令和2年度だけは、13か月分の収益を計上することとなりました。そのため、他の年度より多くなっております。

全体的な傾向としては、使用水量及び下水道使用料ともに増加傾向にありましたが、令和4年度は減少しております。

この要因は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために増加した在宅勤務等が社会経済活動の再開とともに減少したことで、一人当たりの使用水量が減少したためと考えております。

令和5～6年度については、過去の実績から見た平均伸び率を考慮すると全体的な傾向としては増加傾向になるものと見込んでいます。

グラフの下、使用件数については、下水道処理区域の拡大により、今後も増加傾向が続くものと見込まれます。

(10 ページ) 10 ページにお進みください。

こちらは水量段階別の使用水量の合計を示したグラフです。水量段階は、2 か月となります。

60 m<sup>3</sup>以下の段階では、主に一般家庭の使用が多くなります。ここまですべての約 93%を占めています。

今後、下水道処理区域の拡大に伴って増加していくものと予想しています。

水量が 100 m<sup>3</sup>を超える段階は、主に事業者の使用が多い区分になります。

現状では、飲食店や製造業などの事業所数の減少傾向がありますので、水量の減少傾向も続くものと予想しております。

(11 ページ) 11 ページにお進みください。

(2) 経常収支比率についてです。

経常収支比率とは、経営の健全性を示す指標で、通常の事業活動により発生する、使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを示すものです。

経営の健全性の判断は 100%あるかどうかになります。

指標の推移をみますと、令和 2 年度までは 100%を超えていましたが、令和 3 年度以降、100%未満となっています。

この理由としては、未普及対策事業の進捗等に伴う減価償却費や流域下水道維持管理費負担金の増額が主な要因であり、令和 4 年度でいえば、新型コロナウイルス感染症拡大により増加した在宅勤務等が、社会経済活動の再開により減少したことの影響になります。

経常収支比率が 100%未満の場合、経営改善に向けた取り組みが必要となることから、令和 5 年 4 月より使用料改定を実施したとこ

るです。

その結果、令和5年度と6年度の経常収支比率は100%を超える見込みです。

(12 ページ) 12 ページにお進みください。

(3) 経費回収率についてです。

経費回収率とは、下水道使用料水準の妥当性を示す指標で、使用料で賄うべき汚水処理に要する経費をどの程度使用料で賄えているかを示すものです。

妥当性の判断は、100%あるかどうかになります。

指標の推移をみると、令和3年度から100%を下回っていますが、令和5年4月からの使用料改定の実施により、令和5年度と6年度の経費回収率は100%以上を維持できる見込みです。

将来にわたって健全経営を続けていくには、経費回収率を100%以上とすることが必要ですが、未普及対策事業の進捗等に伴い、今後も汚水処理費の増加が見込まれるため、費用に見合った適正な使用料の確保が課題となります。

(13 ページ) 13 ページにお進みください。

(4) 資金残高についてです。

こちらは、年度末に下水道事業会計の手元にある資金の残高を、年度ごとに表したグラフです。

資金残高が多いほど安定した経営を行うことができ、今後の投資計画の見通しも立てやすくなります。

平成30年度末が突出しておりますが、これは、平成30年度分の千葉県に支払う流域下水道維持管理費負担金の約19億7千万円を令和元年度4月に支払う必要があったことによるものです。

なお、令和元年度以降は、当該年度中に支払いますのでこのようなことはありません。

資金残高の推移については、全体としては、減少傾向が続いてお

ります。

なお、令和2年度は一般会計からの出資金の繰入によって、一時的に増加したものです。

令和5年度の使用料改正及び基準外繰金の見直しの効果により、資金残高の改善を見込んでおります。

(14 ページ) 14 ページにお進みください。

(5) 基準内繰入金と基準外繰入金についてです。

8 ページで説明いたしました、基準内繰入金と基準外繰入金についての推移を表したグラフです。

下側のオレンジ色の部分が基準内繰入金、上側の青色の部分が基準外繰入金です。

特に基準外繰入金についてですが、平成30年度から令和4年度までは、資金不足の発生を見込み、一般会計から繰り入れていました。

令和2年度までは金額が多くなっていましたが、その効果で資金に余裕ができたことから、令和3年度や4年度については、少額となっております。平均では、約4億円となります。

令和5年度以降については、基準外繰入金の見直しを行い、毎年度安定的に繰入を行うようにしましたので、使用料改正の効果も合わせて、繰入額の多かった時期から半分以上の減少となる2億円以下で推移することを見込んでおります。

下水道事業の経営状況については以上です。

(15 ページ) 15 ページにお進みください。

3. 経営改善に向けた取り組みとして(1)下水道使用料の改定についてです。

令和5年4月に施行した下水道使用料の改定について報告させていただきます。

令和5年1月の審議会でのご報告と説明が重複するところがありますが、新たな委員の方もいらっしゃいますので改めて説明させて



いただきます。

まず、改定の目標は、単年度収支の改善による一般会計からの繰入金の削減としております。

次に、下水道使用料の改定内容は、基本料金の使用水量が 100 m<sup>3</sup> 以下の場合、及び超過料金の 10 m<sup>3</sup> を超え、30 m<sup>3</sup> 以下の部分について、1 m<sup>3</sup> あたり 2.8% の値上げを行い、基本料金の使用水量が 100 m<sup>3</sup> を超える場合、及び超過料金の 30 m<sup>3</sup> を超える部分について、1 m<sup>3</sup> あたり 5.6% の値上げを行うものです。

令和 2 年度に本審議会から「今後の使用料のあり方について」答申をいただきましたが、答申との相違点としては、新型コロナウイルス等の影響に配慮し、改定時期を令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 4 月 1 日に延期したこと、また、改定率を使用水量 100 m<sup>3</sup> 以下の場合の基本料金と超過料金 30 m<sup>3</sup> 以下の部分について、5.6% から 2.8% に圧縮したことです。

次に、引き上げ後の下水道使用料の一例について、1 カ月あたり、税抜で説明いたします。

使用水量 20 m<sup>3</sup> の場合は、現行の 2,330 円から、改定後は 2,395 円となりますので、65 円の増となります。

(16 ページ) 16 ページにお進みください。

(2) 下水道の利用者数を増やす取り組みについてです。

啓発、普及活動について、本市では、様々な取り組みにより、下水道事業を PR するとともに、市民に下水道に対する意識の高揚や水洗化への理解と協力を求めています。

まず、①公式ホームページ、広報いちかわ、環境フェアなどによる広報活動です。

公式ホームページでは、下水道事業の各案内のほか、審議会で議論した資料と議事録を公開しています。また、令和 3 年度から、下水道台帳も市の地図サービスである「いち案内」の中で公開を始め

ています。

その他、広報いちかわでは、昨年度は、9月10日の下水道の日や、新しいデザインのマンホールとマンホールカードの記事を載せております。

(17 ページ) 17 ページにお進みください。

次に、②デザインマンホール、マンホールカードを SNS や環境フェアで周知し、下水道のイメージ向上に向けた活動をしております。

デザインマンホールは、令和3年度が下水道事業着手から60年の節目であったことから、令和4年度に下水道マンホール蓋のデザインを新たに3種類作成しました。

また、デザインマンホールに合わせて、マンホールカードも作成し、SNS や環境フェアを通じて周知を図っております。

(18 ページ) 18 ページにお進みください。

こちらが市のデザインマンホールになります。

上段の右の3種類が昨年度作成したものです。

北西・中部は「江戸川と花火」、北東は「市川のなすと大町自然観察園」南部は「常夜燈と神輿」になります。

新聞の記事で取り上げられるなど、高い評価を受けております。

(19 ページ) 19 ページにお進みください。

こちらは、デザインマンホールに合わせて作成したマンホールカードです。

今年度は、行徳地域にゆかりのある「常夜灯と神輿」を作成し、7月28日から配布を予定しております。

マンホールカードは、下水道への理解を図るとともに、観光やシティセールスの効果もあり、市外から多くの方が取りに来られています。

(20 ページ) 20 ページにお進みください。

③公立の小学校4年生を対象として、小冊子による下水道事業の

紹介を行っています。配布数は、39校約3,500名です。

また、④から⑥に関しては、戸建てや共同住宅の所有者に対して、定期的に、下水道に切り替えてもらうための啓発を行っています。

まず、供用開始の告示後には、対象家屋所有者に対し下水道への切替の案内文書を投函しています。

また、供用開始の告示日から1年を過ぎても未接続である家屋に対しては、適宜、現地調査と投函を行っています。

そして、未接続の共同住宅の所有者に対して、市職員が年1回以上、啓發文書を郵送しています。

(21 ページ) 21 ページをご覧ください。

次に、下水道接続にあたっての助成制度をご説明します。

ひとつ目は、水洗便所改造資金貸付制度になります。

これは、汲取便所から水洗便所への改造や、浄化槽の廃止工事を行うには費用がかかりますので、その費用を一度に皆さまのご負担にならないように、無利子でお貸しする制度です。

条例改正により、令和4年4月1日より、共同住宅への貸付を開始しております。

共同住宅は、1棟80万円以内の工事費用を無利子にて借りることができ、80か月以内の返済が必要です。令和4年度は、5件の申請がありました。

貸付利用実績全体では、指定排水設備業者の協力もあり、戸建てと共同住宅を合わせて、47件約1,387万円と令和3年度と比較して、倍以上となっています。

その他、私道における下水道工事費の助成制度があり、一定の要件に該当した私道に対して、下水道管敷設工事費の全額を予算の範囲内で助成しています。

説明は以上となります。

【次第5②の質疑応答】

森田会長        ありがとうございます。

下水道事業の経営状況につきまして、これまでの状況と、今後の見通しをご紹介いただきましたが、これにつきまして、ご質問、ご意見等伺いたいと思います。

阿部委員        資本収支のバランスについて、下水管の価格の高騰、人件費の状況等、資本的支出について一般的なものが増えているようなイメージがありますが、現状、コスト増あるいはそれに対する補填について、大きな変異はないのでしょうか。

森田会長        事務局、いかがでしょうか。

高橋課長        資本的収支の全体のバランスという意味合いでよろしいでしょうか。

阿部委員        あとはコストに関しても。

高橋課長        まず、資本的収支全体のバランスについて、下水道事業会計では、必ず収入より支出の方が多くなるという特徴があります。

下水道を整備するにあたっては、補助金や企業債などが財源となります。

一方で、補助金の対象とならないものや企業債が起こせないものといった、財源のないものについては、使用料収入などの内部留保資金を充てています。

資本的収支に限らず、事業全体の収支は、平成 30 年度からこれまで、毎年平均 2 億から 3 億円のマイナスでした。

ただ、一般会計出資金を入れて、企業債を返せるようバランスは取ってきたところです。

また、資本的支出の中で、企業債償還金の支出が年間 20 億ほどありますが、当然ながら借金の返済なので、そのための財源は資本的収入でもありません。

そこで、収益的収支における減価償却費は非現金支出で、その部分は使用料として収入して内部留保されますので、内部留保された

使用料を企業債の償還に充てるということになります。

阿部委員 コストという点ではいかがでしょうか。

高橋課長 コストについて、人件費は上がっておりますし、電気代や資材代も上昇傾向ですので、資本的収支のバランスを圧迫するようになっています。

森田会長 阿部委員、よろしいでしょうか。

阿部委員 はい。

森田会長 他にはいかがでしょうか。

前田委員 20 ページについて、未接続家屋に対する啓発が下水道経営に与える効果はどのくらいなのでしょう。収支がこれくらい改善される、いや大した影響がないとか。どのような感じなのでしょうか。

高橋課長 1 棟ですと、例えば下水道使用料が月 3,000 円として、12 ヶ月で 36,000 円。

1 棟単位で考えれば、それほど効果はないかもしれません。処理区域人口は、年間で 4,000 人程度増える計算ですが、水洗化率は一年で高くても 40% 程度、供用開始が 100 とすると、40 くらいしか接続されないのです。

何とか水洗化率を上げて、早く収益につなげれば、全体的に考えると使用料収入が増えますので、接続を早く進める必要があると認識しています。

前田委員 はい、ありがとうございます。

森田会長 門田委員、どうぞ。

門田委員 令和 11 年度までに下水道普及率を 97% にするというお話がありました。

私が住んでいる市川市北部には、一人暮らしの高齢者が多く、跡継ぎもいないケースも多々あります。

私道部分の工事の負担はないにしても、引き込み工事をすると、数十万円かかりますから、費用対効果的な意味でも、お金を払う価

値があるのかとおっしゃる方が多いです。

また、空き家も多いですね。北部の工事の進捗状況も影響して、令和 11 年度までに 97%は実現するだろうかと疑問に思っていますが、どのようにお考えでしょうか。

森田会長 工事の遅れがあるだろうということと、接続が予定通り進むかというご質問だと思います。事務局からお願いします。

星野課長 下水道がない地域で、浄化槽などで排水を処理している場合、においが発生するケースが多いです。

公共下水道が入りますと、においも出にくくなりますし、維持管理も公共で出来ますので、住環境への効果が見込めます。

下水道普及率 97%の実現は、大変ではありますが、重要な施設です。着実に進めていくという姿勢で取り組んでいます。

森田会長 門田委員、いかがでしょうか。

門田委員 重要性は理解出来ますが、実態として、実際に町を歩かれて、意識調査をされた方が良いではないでしょうか。

森田会長 なかなか実際のご家庭に接続していただけない中で、丁寧な説明が必要では、ということだと思います。いかがでしょうか。

高橋課長 おっしゃる通り未接続の方もいらっしゃるしまして、担当者に話を聞くと、資金面を理由にされる方が多いということです。

また、お年を召した方ですと、下水道に接続しても家を継ぐ方がいらっしゃるというケースもございます。

ただ、我々の立場としては、住環境を良くするという下水道の効果をご丁寧にご説明し、地道な広報活動、啓発活動を続けていく必要があると考えております。

そして、資金については、接続費用を無利子でお貸し出来る制度がありまして、こちらでも丁寧な説明を続けております。

森田会長 よろしいですか。他にはいかがでしょうか。

井上委員 接続費用と汲み取りのお手洗いを水洗にするのは別ですよ。

家から道路までの距離といった状況によって異なるのですが、接続費用は大体どのくらいでしょうか。

森田会長 事務局より副会長の方が詳しいと思いますので、お願いします。

杉浦副会長 ご自宅が浄化槽で、公共下水道に接続するということですね。

おっしゃる通り、状況によって異なりますが、大体 20～30 万円と言われていています。

先ほど門田委員がおっしゃった事もとても大事で、難しい状況の中で下水道普及率 97%を目指して、審議会でもどうしたら良いかという事を皆さんで話し合っているのだと思います。

難しい課題に対して、下水道使用料を上げて補填すればよいのか、誰がどのように補填するのか、など難しい話だなど思いながら、お話を伺っていました。

森田会長 よろしいですか。他にはいかがでしょうか。

井上委員、どうぞ。

井上委員 水洗普及の啓発文書とはどのようなものですか。

森田会長 事務局からお願いします。

高橋課長 啓発文書は、下水道を使われていない方に対してお送りしているものなので、例えば下水道に接続すると、においがなくなり清潔を保てるといったメリットや、下水道が使えるようになった区域については法令上接続の必要があることをお知らせしています。

また、貸付金の制度や手続きについても案内しています。

森田会長 よろしいでしょうか。

井上委員 法令上では接続の義務があるということですね。

高橋課長 下水道法では、汲み取り式であれば 3 年以内、浄化槽であれば遅滞なく接続すると定められています。

井上委員 ありがとうございます。

森田会長 他にはいかがでしょうか。菊地委員どうぞ。

菊地委員 資料 9 ページ右側の下水道使用料は税抜ですか。

高橋課長 税抜です。

菊地委員 ありがとうございます。

下水道使用料について、今回、令和5年度に2.8%の値上げがありました。

消費税が8%から10%になったのが令和元年で、負担という観点から言うと、今回の値上げの2.8%と変わらない負担増でした。

平成30年度と令和元年度を比較すると、当然ながら使用件数が増えていることもあり、使用水量は若干右肩上がりになっています。

下水道使用料の負担増は、使用水量には影響がないということによろしいのでしょうか。

価格弾力性と我々は呼んでいますが、価格弾力性がそれほど大きくないということによろしいですか。

次に、汲み取りあるいは浄化槽から下水道への切り替えに関してでございます。

汲み取りや浄化槽の維持にかかる費用は、下水道使用料の値上げのように、いろいろな影響で上がっているのでしょうか。場合によっては、下水道への接続の方が、一時的な負担はありますが、それほどの負担増ではないということになるのでしょうか。

森田会長 初めに価格弾力性について、次に下水道と浄化槽等と比較した場合のライフサイクルコスト、下水道に接続した時の個人の負担について。

まずは、事務局からお願いします。

高橋課長 価格が上がると需要が減るのでは、というご質問でよろしいでしょうか。

菊地委員 下水道の使用については、嗜好品ではないので、価格弾力性は低いのではないかと、先ほどのデータがこの証左で良いのかという確認です。

高橋課長 下水道使用料は、累進使用量制で従量制ですので、使用段階が上



がるとどんどん高くなります。

令和3年度が顕著でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、皆さん家にいる時間が増えたり、手洗いの回数が増えたりして、どこのご家庭も使用水量が上がっているはずですが、下水道使用料も当然上がっているはずですが、使用料が上がるからといって、使用を控えようという動きは見受けられなかったと理解しています。

森田会長 副会長、お願いします。

杉浦副会長 おっしゃる通り浄化槽の維持管理にはお金がかかりますし、汲み取りは年に2回くらいされていると思います。

一度にかかるコストと年に数回のコストを比較すると、一度に30万円かかると言われた方が、尻込みしてしまうのではという気がしています。そこを丁寧に説明していくことで、理解していただけたらと思っています。

菊地委員 近年コスト自体も上がっていると。

杉浦副会長 人件費も上がっていますし、コストもまだこれからも上がっていくものだと思います。

森田会長 一年間に個人のご家庭が支払う浄化槽の維持管理費は大体どのくらいなのでしょう。

杉浦副会長 浄化槽の維持管理を行っていないため、把握しておりません。  
事務局で何か把握していますか。

松丸課長 河川・下水道管理課長です。

具体的な費用については、手元資料がございませんし、真の数字は把握しておりません。

杉浦委員はご存じかと思いますが、浄化槽の維持に関しては、定期的な点検費用や清掃の費用が必要です。

これをしっかりやっていただくかどうかで、実際にかかる費用も変わります。

また、当然のことながら、浄化槽を維持管理していく中で、老朽

化してくれば、機器を一部修繕するなどのコストもかかりますので、全体的に見た場合に、浄化槽についても個人で維持管理していくうえでは、手間とコストがかかるととらえております。

杉浦副会長 浄化槽にはトイレと生活排水を一緒に処理する合併浄化槽と、トイレだけを処理する単独浄化槽があります。

単独浄化槽のお宅は、生活排水をご自宅前のU字溝に直接流しているはずですので、処理費がかかっていません。いろいろなパターンがあると思うんですね。

もしよろしければ、次回の審議会で、維持管理等の金額がわかれば、今の話も説明がつくかもしれません。

井上委員 浄化槽の耐用年数はどれくらいですか。

杉浦副会長 恐らく一番多いのがFRPで作られているもの、コンクリートで固めているものかと思うのですが、材質によると思います。

浄化槽本体は結構持つのですが、空気を送るために毎日動いているポンプがあり、5年とか10年のサイクルで交換を要しますから、そこにコストがかかります。

竹村委員 今のお話に関連しますが、私は流山市の審議会委員でもありまして、先日その審議会で、「浄化槽から下水道に切り替えをされない方々には、下水道施設を整備する費用もさることながら、下水道使用料が高いのではと思われている方が多いです。ところが、浄化槽は維持管理費用が結構かかる。その費用を比較するとどうなのでしょうか。」という質問が出まして、流山市の方は「あまり変わりません。」というお答えをされていました。

下水道使用料が高くても、浄化槽の維持管理費用とあまり変わらないのであれば、下水道に接続しようと思ったださる方はいるかもしれないので、市川市でも調べてもらえたらと思います。

森田会長 ありがとうございました。

竹村委員、井上委員、杉浦委員のご発言は、浄化槽と下水道にか

かる費用を把握することで、下水道に未接続の方々に説明がしやすくなるという、応援アピールではなかったかと思います。

委員の方々は接続普及の一助になればという気持ちで発言をされたと思いますので、意を汲んでいただいて、市川市における浄化槽と下水道にかかる費用の比較について、次回にでもご説明いただければと思います。

山口委員、どうぞ。

山口委員 市川市では今回、下水道使用料の改定を行い、雨水建設改良費や生活保護受給者の使用料減免分を、基準外繰入金として取り扱うというようなことを工夫された中で、11 ページから 14 ページにありますように、経営の指標として、経常収支比率や経費回収率あるいは基準外繰入金の金額等々、県内全体の平均から見ましても、経営状況としては、軌道に乗ってきたと判断できると思います。

課題としては、接続ですよ。下水道への接続率を上げていくことが下水道経営にとって非常に重要で、使用料を改定する、値上げをするにしても、努力をし尽くした上でないと、なかなか市民の理解は得られないのではないかということで、データを取りそろえながら、更に接続率を上げる取り組みを進めていただきたいと思います。

経営状況が軌道に乗ったような形になっていますが、将来、経営状況に変化を及ぼすような要因として、考えられるものがあるかをお聞きしたいです。

つまり、一つ考えられるのは、昨年度の審議会でもお話があったストックマネジメント計画が今後新たな段階に入ることですので、老朽化対策で、施設の更新、改築などの費用がかかるでしょうし、維持管理コストがかさんでいる中で、経営の取り組みがどこまでこの調子で推移していくのかが、将来の課題としてあるかと思いますが、この見通しについてお伺いしたいです。

森田会長 事務局からお願いします。

高橋課長 今後の見通しについて、現在令和6年度まで見込んでおりますが、7年度以降について見込んでいくにあたり、問題になりそうなこととしては、先ほどおっしゃられた老朽化対策は大きなひとつになっています。

真間菅野地区も整備から50年が過ぎ、老朽化が進んでおりまして、耐用年数が過ぎたため、改修工事を進めていかなくてはなりません。

人件費の増や資材の高騰などにより、コストがどんどん上がっていきますが、国の指針には長期計画を立てる際にはこのようなコスト増を、きちんと組み入れるよう示されております。

それから、県に毎年20億円を超える維持管理負担金を支払っています。これが概ね5年に1回金額が改定されており、次回の改定は、予定通りいけば令和7年度となります。

前は税込で3円、5%ほどアップしていますので、それが今回どれくらい上がるのかに注意を払っているところです。

そういったところが今後見通しを作る中で、懸念しているところではございます。

山口委員 わかりました。

いずれにしろ、そういった課題を見据えつつ、PDCAを回しながら、経営状況の確認や対策を行っている、ということでよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

森田会長 他にお気づきの点はございませんでしょうか。

全体を通してでも結構でございますけれども、よろしいですか。

これで、令和5年度の第1回審議会を終了したいと思います。ありがとうございました。